



最高裁判決6月27日に

5月27日大阪・愛知訴訟弁論と同時集会



ついに最高裁判決の期日指定

5月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）において、大阪訴訟と愛知訴訟の最高裁弁論が開かれました。宇賀裁判長は、それぞれの弁論終了時に、6月27日15時に判決を言い渡すことを伝えました。

弁論前に、最高裁前での宣伝行動を行い、弁論と並行して参議院議員会館講堂で集会を行いました。宣伝行動には約300人、集会には会場に310人、オンラインには107か所以上から参加しました。集会には、新聞・テレビ局等のメディアが多数取材に来られ、会場には熱気があふれました。

判決は「黙らなかった日にしよう」

開会あいさつで、稻葉剛共同代表は、直前まで行われていた大阪訴訟を傍聴したことを話しました。原告側の迫力ある主張に比較し、国側の主張は「広範な裁量権」を何度も繰り返し、訴訟の途中から出してきた論理を展開したことを紹介し、裁判長にも空疎に聞こえたのではないかと話しました。この裁判は、生活保護は権利なのか恩恵なのかを問うものであり、国は恩恵だから「黙れ」と言っているのであり、私たちは「黙らないぞ」と言いましょう。判決日の6月27日は、私たちが「黙らなかった日」にしましょうと呼びかけました。

大阪訴訟弁論の様子

脇山美春弁護士から、大阪訴訟弁論の流れが説明されました。原告側はパワーポイントを用意し、裁判官や裁判長に、わかりやすく主張を伝えました。

まず脇山弁護士から原告である小寺アイ子さんの陳述のポイントを話し、小寺さん自らが生活保護での生活実態を話しました。5人の裁判官は小寺さんの話をしっかりと聞いていたように思います。

伊藤建弁護士から、判断枠組の解釈について、朝日訴訟から老齢加算廃止訴訟までの判断枠組の発展を説明した後、最高裁判決は「後戻りしてはいけない」と伝えました。小久保哲郎弁護士からは、デフレ調整の論拠が成り立たないことが話されました。生活保護法の規定にのっとれば、国民感情などの曖昧模糊としたもので引き下げられてはならず、専門的知見に基づき決められなければならないと話し、「法律はかぎりか」と締めました。

最後に、尾藤廣喜弁護士は、生活保護法がどのような法律かを、立法当時の厚生省保護課長である小山進次郎氏の解説書に基づき説明をし、現在の国の主張とは異なることを話しました。

原告の発言—「現状を訴えなければ！」



(大阪訴訟原告の小寺アイ子さん)

裁判で陳述した小寺アイ子さんは「これまで、地裁で大喜びし、高裁では残念な結果でした。裁判後の集会で今日のように励まされ涙が出ました。最後まで頑張ると決めてきました。皆さんのおかげでここまで来ました。最高裁という場で話をさせていただきました。いつもは緊張しないのだけど、今回は緊張し、手も足も震えました。現状を訴えなければならぬと頑張りました。」と話しました。



(大阪訴訟原告の新垣敏夫さん)

続いて、新垣敏夫さんが、小寺さんの体調不良等に備えて準備した意見陳述の内容を話しました。「今回の引き下げにより生活が苦しくなり、何かをあきらめないといけません。ケアハウスに住む高齢の母に会いに行くことを月2回にしなければならなかった。コロナ禍になり面会制限がありほとんど会えず、ようやく会えた時には衰えていた。その後亡くなり、もっと会えていたらとやるせない気持ちです。今後の引き下げが認められてしまったら、国にほかの社会保障を好き放題されてしまうことを危惧します。」と話しました。

このあと、大阪の支援者から最高裁を迎えた思いや社会保障裁判の流れを振り返り、この裁判の意義を話しました。また、会場やオンライン参加の原告が、大阪、愛知の原告を慰労とともに、それぞれの裁判への思いを話しました。

愛知訴訟弁論の様子

愛知弁護団の渥美雅康弁護士から、愛知訴訟弁論の様子が説明されました。まず久野由詠弁護士が引き下げによって生活保護利用者にどのような影響があったかを端的に話し、原告の千代盛学さんが生活

の苦労を切々と訴えました。

続いて、渥美弁護士から法的な問題を話しました。一つ目は、デフレ調整の問題点、違法性と、もう一つは、違法性の判断枠組みです。いずれの点も、国は当初言っていたことと違うことを言いだしているので、新しい主張に焦点を当てて反論しました。

西山貞義弁護士は、司法のあり方、司法の存在やこの裁判に向かい合うべきかについて迫力をもって弁論しました。

最後に、内河恵一弁護士は、自らの生活保護利用の経験をふまえて、裁判に何が求められているのかを力強く話しました。

原告の発言、弁護団の発言



(愛知訴訟原告の千代盛学さん)

千代盛学さんは、「これまでの地裁、高裁とは違う最高裁の雰囲気に圧倒されました。しかし、やりとげた気持ちがあります。高齢なのですぐ忘れててしまうので、事前に話すことを覚えるのが大変でした。」と話しました。

続いて内河恵一弁護士は、「私は病気の親が田舎で生活保護を受けたおかげで夜間大学を卒業できたり、弁護士になろうと思いました。今、日本が求められているのは誰もが安心して生活できる社会をつくること、社会保障制度をつくることです。生活保護を利用する人たちの気持ちを思い、生活保護法に従って判断をしてほしいと話しました」と話しました。各地の原告から、生活保護利用者の生活実態について発言しました。

閉会のあいさつ「まとまりの良さを生かして」



共同代表の尾藤廣喜弁護士は、「国の弁論は、大阪・愛知訴訟のどちらでも、同じ内容でした。私たちは反論をしましたが、2つやらなければならないと思っていました。1つ目は、裁判官に生活保護の本質、どうということに困っているかを理解してもらうこと。当事者の訴えです。裁判官は、皆、熱心に聞いてくれた。もう1つは、国がやったことのてたらめさです。デフレ調整やゆがみ調整の2分の1処理です。国のやり口を明らかにすることでした。判決はどうなるかは油断できません。最後の最後まで手を抜いてはいけません。そして判決後、われわれはどのように行動するかです。そのために議論していきましょう。この裁判のまとまりの良さを生かして、頑張っていきましょう」とまとめました。

最後に、参加者全員で「生存権は人権まもろう憲法25条」「下げるな上げろ生活保護基準」のプラスターをかけ、記念撮影をしました。

引き続いて、記者会見が行われ、多くの質問が出されました。最終弁論の様子は、さまざまなメディアでも紹介されています。

■「法律はかざりか」——権利への政治介入、コピペ判決、生活保護引き下げ巡り問われる国と司法のあり方 - Dialogue for People(ダイアログフォーピープル/D4P)

■生活保護基準「引き下げ」は違法?「物価偽装・政治介入」最高裁判論で原告ら訴え…判決は6月末、「司法のメス」に入るか | 弁護士 JP ニュース

■「クソだ」の言葉を飲み込み…「生活保護基準引き下げ」の“取り消し”を求める集団訴訟、提訴から12年目の今夏、最高裁判決へ | 弁護士 JP ニュース

熊本訴訟福岡高裁 まさかの逆転敗訴

5月21日、福岡高等裁判所(新谷普司裁判長)は、「最低限度の生活水準を明らかに下回っているとは認められない」として地裁ととは一転、受給者の訴えを退ける判決を言い渡しました。

国が行った物価の下落に関する調整について「判断の過程や手続きは一応合理的で、専門的知見との整合性に欠ける点は認められない」と指摘しました。そのうえで「引き下げ後の基準額が、最低限度の生活水準を明らかに下回っているとは認められない」として、訴えを退けました。

原告「ただただ、あぜん」

判決の後で開かれた集会のなかで、原告の浅井勝也さんは「食事や風呂の回数を減らし、生活がやっていけないと訴えてきた。ただただ、あぜんとして聞いていました。納得がいっておらず、前を向き、意見を述べて闘う気持ちは消えておりません。これからまた頑張ります」と話しました。

また、阿部広美弁護士は「「被告側の主張をうのみにして、実質的な検討をしないままに判断しているのがこの高裁判決だ。熊本地裁とは正反対の判決で、非常に憤りを感じている」と語気を強めました。



石川・富山の高裁判決は9月に延期

これまで最高裁判決前に予定されていた名古屋高裁金沢支部判決の言い渡し期日は、9月17日午後2時に延期されることになりました。



最後の地裁判決は群馬、6月11日(水)14時30分

31 地域で闘われてきたこの裁判。最後の地裁判決を迎えます。6月11日(水)14時30分からです。原告勝訴を有終の美をかざり、最高裁判決を迎えましょう。

私たちの署名はついにラスト

最高裁にあてた統一署名を



現在の署名数

5月27日末現在 **154, 997筆** が集まっています。

人権の砦として司法の職責を果たせ

いよいよ舞台は最高裁です。人権の砦として司法の職責を果たす判決を求める声をさらに集めて、最高裁での勝訴判決を何としても勝ち取りましょう。地裁そして高裁への署名や傍聴組織と並

くいのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

行した取り組みになっていますが、最高裁の判断が示されれば、その判断が基本路線となることを踏まえれば、最高裁宛の取り組みを今一度、各地で最優先の取り組みに位置づけていきましょう。

6月27日(金)、最高裁判決後に集会予定

- ・判決は15時(大阪・愛知訴訟)です
- ・16時から参議院議員会館B101をメイン会場に、B107とB109を視聴会場として、判決集会を開催いたします。
- ・会場参加とともにZoom参加も可能です。具体的に決まり次第お知らせします。いのとり全国HP等をご確認ください。

ホームページに署名用紙・オンライン署名

当会ホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。

署名は6月13日(金)までに下記へお送りください。

署名活動は、今回が最後です。

最後のひと頑張りです。多くの方に署名のお願いをしていただくとともに、お手元の署名は必ずお送りください。

【署名の送付先】

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022

東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
- ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを記入の上、いのちのとりで裁判全国アクション事務局までFAX(06-6363-3320)してください。